

1. 重要な会計方針

有形固定資産等の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
イ 昭和60年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価

有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券
該当なし
- ② 満期保有目的以外の有価証券
該当なし
- ③ 出資金
ア 市場価格のあるもの……………該当なし
(売却原価は移動平均法により算定)
イ 市場価格のないもの……………取得原価

有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
建物 7年～50年
工作物 10年～60年
物品 2年～20年
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
(ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5年）に基づく定額法によつて
います。)
- ③ リース資産
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金
該当なし
- ② 徴収不能引当金
長期延滞債権、未収金、貸付金及び基金貸付金の徴収不能又は回収不能に備えるため、過去5年間の不納欠損実積率等により、徴収不能見込額又は回収不能見込額を計上しています。
- ③ 退職手当引当金
職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。
ただし、一部の連結対象団体（会計）においては、主として期末における退職給付債務等の見込み額に基づき計上しています。
- ④ 損失補償等引当金
該当なし
- ⑤ 賞与等引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、翌年度6月支給予定の期末勤勉手当の支給見込額等のうち、財務諸表作成基準日において発生していると認められる金額（12月から3月までの4か月分）を計上しています。

リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいません。

採用した消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合は、当該決算日及び連結のため当該

連結対象団体（会計）について特に行った処理の概要

決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない連結対象団体（会計）については当該連結団体（会計）の決算を基礎として連結手続を行っています。

2. 重要な会計方針の変更等

会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が連結財務書類に与えている影響の内容

該当なし

表示方法を変更した場合には、その旨

該当なし

連結資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が連結資金収支計算書に与えている影響の内容

該当なし

3. 重要な後発事象

主要な業務の改廃

生活排水処理事業特別会計を下水道事業特別会計に統合

組織・機構の大幅な変更

該当なし

地方財政制度の大幅な改正

該当なし

重大な災害等の発生

該当なし

その他重要な後発事象

該当なし

4. 偶発債務

保証債務及び損失補償債務負担の状況（総額、確定債務額及び履行すべき額が確定していないものの内訳（連結貸借対照表計上額及び未計上額））

該当なし

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

該当なし

その他主要な偶発債務

該当なし

5. 追加情報

連結対象団体（会計）の一覧、連結の方法（比例連結の場合は比例連結割合を含みます。）及び連結対象と判断した理由

連結の方法は次のとおりです。

①地方公営企業会計は、全て全部連結の対象としています。

②一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

③第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。ただし、出資割合が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結の対象としていない場合があります。本年度は該当なし。

一般会計等（一般会計）：全部連結

国民健康保険特別会計：全部連結

国保診療所特別会計：全部連結

後期高齢者医療特別会計：全部連結

介護保険特別会計：全部連結

下水道事業特別会計：全部連結

水道事業会計（公営企業会計）：全部連結

猪名川上流広域ごみ処理施設組合：比例連結

豊能郡環境施設組合：比例連結

大阪広域水道企業団（水道用水供給事業）：比例連結

大阪広域水道企業団（工業用水道事業）：比例連結

大阪府後期高齢者医療広域連合：比例連結

出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含みます。）及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨、出納整理期間が異なる連結対象団体（会計）がある場合は当該団体（会計）の一覧と修正の仕方

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、当会計年度に係る出納整理期間（平成30年4月1日～5月31日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

表示単位未満の金額は四捨五入することとしているが、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合は、その旨

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。